

令和7年
4月号

広報なかばる

作成者
佐賀県鳥栖警察署
中原警察官駐在所
古賀 統暉

回覧

春の交通安全県民運動 令和7年4月6日(日)～4月15日(火)

春の交通安全県民運動は「やめよう!佐賀のよかろうもん運転」をスローガンに、10日間実施されます。また、4月10日(木)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。

1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

◎ 歩行者の基本的な交通ルール

県内では、令和6年中に交通事故で亡くなられた24人のうち、10人の方が歩行中の交通事故で亡くなっています。

近くに横断歩道のあるところでは横断歩道を渡る、信号に従うなど、基本的な交通ルールを守りましょう。

◎ 道路横断時はハンドサイン

道路を横断する時は、手を上げるなどの「ハンドサイン」で、ドライバーに横断する意思をしっかりと伝えて、車の停止など安全を確認してから横断しましょう。

ハンドサインで渡ろう運動



2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

◎ 横断歩道は歩行者優先

ドライバーは、横断歩道に歩行者等がないことが明らかでない場合を除いて、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止する義務があります。

◎ 飲酒運転等の根絶

わずかなお酒でも、運転能力や判断応力を鈍らせ、重大事故に繋がる可能性があります。職場や家族など、地域全体で「飲酒運転し(四)ない」運動に取り組み、飲酒運転を根絶しましょう。

◎ 後部座席を含めた全席シートベルトの着用とチャイルドシートの適切な利用

シートベルトやチャイルドシートを着用せずに交通事故に遭った場合、車内で全身を強打したり、車外に放出される危険性があります。確実に全席シートベルトの着用やチャイルドシートを適切に使用しましょう。

飲酒運転し(四)ない運動

- 運転するなら酒を飲まない
- 酒を飲んだら運転しない
- 運転する人に酒をすすめない
- 酒を飲んだ人に運転をさせない

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

◎ 自転車等ヘルメット着用の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車を利用する方は、ヘルメット着用が努力義務となっています。万が一の交通事故から大切な命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

◎ 交通ルールの遵守

令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、自転車の危険な運転に対しての罰則が整備されました。対象となるのは、自転車運転中のスマートフォン使用等の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」です。

令和7年度 警察官A・警察行政(大卒) 採用試験情報

【警察官A】

◎ 受験申込受付期間

令和7年5月1日(木)～5月30日(金)

◎ 第1次試験日(全試験区分)

令和7年7月13日(日)

【警察行政(大卒)】

◎ 受験申込受付期間

令和7年5月上旬～下旬

◎ 第1次試験日

令和7年6月15日(日)

警察官募集



◆ 問合せ先(佐賀県警察本部警務課採用係)

〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号

電話 0952-24-1111(代表)

【佐賀県警察採用係Instagram】

【佐賀県警察公式YouTube】



@SAIYOU_SAGA_POLICE

